

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
 - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
- など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 日曜日、夏休みなどの扱い

(2) ①に該当する子ども

- ・ 学校：対象となるのは授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
- ・ その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日が対象

(2) ②に該当する子ども

- ・ 授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために仕事を取りやめた日

◎ 支給要件、申請等の手続きのお問い合わせについては、
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999（受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む

◎ 申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

（宅配便などは受付不可）

臨時休業 個人委託 検索

※表面の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、受付センターへの到達日が申請期間を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターにご連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。